

令和6年度学生向け地域の仕事・魅力体験ツアー運営業務委託仕様書

1 事業目的

本事業は、三重県内での就職に関心がある学生が、県内企業の職場見学や様々な業種団体との交流を通じて県内企業への理解・関心を高めるきっかけとし、職業意識の啓発を図る。

また、民間調査によると、U・Iターンや地方での就職を希望する理由として、約2割の学生が「地元や地元の求人の魅力を感じるから」と回答しており、三重県ならではの魅力を体験できる機会を併せて提供することで、県内就職を一層促進する。

2 委託期間

契約日から令和7年3月25日（火）まで

3 委託業務の内容

- (1) 地域の仕事や魅力を体験できるツアーの企画・実施
- (2) 学生と様々な業種団体との交流会の開催

4 内容詳細

以下の業務を実施すること。

- (1) 地域の仕事や魅力を体験できるツアーの企画・実施

①ツアーの概要

- ・日帰りの県内ツアーを企画・実施すること。
- ・ツアーの回数は1回とし、行程については受託者において作成・提案し、県と協議のうえ決定すること。
- ・ツアーは令和7年2月または令和7年3月に開催することとし、詳細の日時等については、県と協議のうえ決定すること。
- ・ツアーの参加者は以下のとおりとする。
 - (ア) 三重県での就職に関心がある学生（大学、専門学校）：20名以上
 - (イ) 様々な業種団体（一次産業、商工等6団体）構成員：40名ただし、体調不良による当日キャンセル等、やむを得ない事情で参加できなくなった場合はこの限りでない。
- ・学生については、受託者において募集・確保すること。団体構成員については、県において参加者の募集・調整を行う。
- ・学生については、目的地までバスによる送迎を行うこととするが、団体構成員については、交通費自己負担による現地集合・現地解散とし、バスによる送迎は行わない。

- ・バスによる送迎について、往路は津市内に集合地を設定し、当該集合地を出発地としたうえで目的地に向かう行程とすること。復路も、原則として往路で設定した集合地まで参加学生を送り解散することとするが、参加学生が目的地解散を希望する場合はこの限りでない。
- ・団体構成員の現地集合にあたり、参加団体構成員の混乱や開始遅延が生じないように、集合場所や駐車場案内等にかかる工夫を提案・実施すること。
- ・ツアーでは、県内企業への職場見学を1社以上組み込むこと。訪問先企業については、受託者が提案し、県と協議のうえ決定することとし、訪問にかかる各種調整は受託者において行うこと。
- ・職場見学では、単なる企業や仕事の紹介にとどまらず、就職して活躍する若手社員や経営者と交流できる機会を設けること。
- ・ツアーの中で、三重県ならではの食文化が体験できる昼食を参加者全員に提供すること。なお、メニューについては受託者が提案し、県と協議のうえ決定すること
- ・ツアーの中で、昼食とは別途、参加者全員が地域の魅力を体験できる機会を提案・実施すること。
- ・ツアーの中で、参加学生と参加団体構成員との交流会を開催すること。
(※詳細は「(2) 学生と様々な業種団体との交流会の開催」を参照。)

② ツアー参加学生の募集

- ・参加学生の募集にあたっては、チラシを作成するほか、SNS 広告の活用や大学への訪問など、参加学生の確保に向けて効果的な方法を提案・実施すること。
- ・チラシは県における校正の機会を2回以上設けること。
- ・申込フォームを作成し、同フォーム上で参加学生を募集・受付すること。

③ ツアーの条件

- ・参加学生全員が乗ることができるバス及びバスの運転手を手配すること。
- ・ツアーは、安全に十分配慮して実施すること。また、ツアー中の事故に備えて、ツアー参加者全員に国内旅行傷害保険に加入させること。
- ・ツアーには運営スタッフが同行すること。
- ・ツアー参加学生及び参加団体構成員を対象にアンケートを実施すること。アンケートの内容については、事前に協議すること。
- ・ツアーの実施にあたって、受託者が第1種又は第2種旅行業の登録業者でない場合は、登録業者に委託して実施する等、旅行業法、道路運送法等の関係法令を遵守すること。
- ・ツアーの実施にあたっては、社会情勢に応じて各種感染症の感染対策を講じて実施すること。
- ・参加団体構成員に対する交通費及び謝金は本委託費に含めないこと。

(2) 学生と様々な業種団体との交流会の開催

- ・ ツアー中で、参加学生と参加団体構成員が、職場見学先企業や体験した県の魅力等をふまえ、若者の県内就職・県内定着に向けた意見交換を行う交流会を開催すること。
- ・ 参加6団体による参加学生に対する団体の取組紹介の機会を設けること。
- ・ 交流会は、多くの参加学生と参加団体構成員が交流できるよう、ワールドカフェ方式により実施すること。
- ・ 県が別途指定する3つ程度のテーマにより意見交換を実施すること。
- ・ 受託者において、上記内容が実施できる広さの会場を確保するとともに、交流会の司会を手配し、交流会全体が円滑に進むよう工夫すること。

(3) 報告書作成

- ・ ツアーの結果を報告書にまとめること。その際、交流会で出た主な意見や今後ツアーを実施するうえでの改善点等についても記載すること。
- ・ 報告書には、ツアー参加者に対して実施したアンケート結果を掲載するとともに、分析して結果をまとめること。

5 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日まで、紙媒体で2部・電子媒体で1部を県に提出すること。

6 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (2) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 受託上の留意点

- (1) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (2) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。

- (3) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 障がいを理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。
- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
ア. 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
① 断固として不当介入を拒否すること。
② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
③ 発注所属に報告すること。
④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
イ. 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)

第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。